



※本資料は仮訳であるため、正確には英文資料を参照されたい。



デジタル化と法律： 最新の欧州の潮流

クリスチャン・トウイグ=フレスナー 教授



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

はじめに

デジタル化と法律

- フェーズ 1:
 - 脱物質化と 非局在化
- フェーズ 2:
 - モノやソフトウェアの相互作用
 - コネクティビティ（接続性）
 - 人工知能（AI）／アルゴリズム
 - データ



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

デジタル化と法律

- テクノロジーの進化やその商業利用を予測することは不可能
- テクノロジーの進展に遅れる法律
- 法整備が早すぎると時代遅れの法律や不適切な法律になる可能性がある
- 正しいタイミングで法整備することが重要



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

デジタル化と法律

- 法整備:
 - 法律を段階的に発展させて一貫性を保つか？
 - 現行の法律から脱却し、新技術の発展を対象とした新しい法律を創造するのか？
 - 直線的な供給から「分離」した供給へのパラダイムシフト

EU消費者法の改正

- 消費者権利指令:
 - 「デジタルコンテンツ」の認識と消費者eコマースに対応したルールに改正
 - デジタルサービスとオンラインプラットフォームを対象とした特別ルールを含めるよう改正



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

EU消費者法の改正

- 不公正取引慣行指令
 - 誤解を招く行為や攻撃的な行為、不公平な行為を禁止
 - 保護すべき集団として「脆弱な消費者」を認識
 - 精神的・身体的弱者、年齢、軽信性（信じやすさ）
- デジタルコンテンツとデジタルサービスを「製品」の概念に含めるよう改正



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

デジタルコンテンツとデジタルサービス

- 契約と救済策への適合性に関するルール
- 「モノ」に適用済みのパターンと一貫性をもたせる
- デジタルコンテンツ
 - デジタル形式で生成、供給されるデータ
 - コンピュータープログラム、アプリケーション、動画ファイル、音声ファイル、音楽ファイル、デジタルゲーム、電子書籍やその他電子出版物

デジタルコンテンツとデジタルサービス

・デジタルサービス

- ・消費者が「デジタル形式のデータを作成、処理、保存、アクセス」することができるサービス
- ・消費者本人または同サービスのユーザーがアップロードした、もしくは作成したデジタル形式のデータを共有、またはデータで交流するサービス
- ・クラウドコンピューティング環境やソーシャルメディアで提供される動画や音声の共有、その他のファイルホスティング、ワープロ機能、ゲームなどの**Software-as-a-service (SaaS)**

デジタルコンテンツとデジタルサービス

- ・デジタルコンテンツやデジタルサービスは「契約と適合」しなければならない
 - ・主観的要素と客観的要素
 - ・同種のコンテンツやサービスを通常利用する際の目的に見合ったもの（適合したもの）
 - ・類似状況において消費者が合理的に期待する品質を満たすこと
 - ・機能性（「デジタルコンテンツまたはデジタルサービスが、その目的のために、その機能を果たす能力」）
 - ・互換性（「デジタルコンテンツまたはデジタルサービスを変換することなく、同種のデジタルコンテンツまたはデジタルサービスが通常使用されるハードウェアまたはソフトウェアで機能するデジタルコンテンツまたはデジタルサービスの能力」）
 - ・相互作用性（「デジタルコンテンツやデジタルサービスが、同種のデジタルコンテンツやデジタルサービスが通常使用されているハードウェアやソフトウェアとは異なるハードウェアやソフトウェアで機能する能力」）

デジタルコンテンツとデジタルサービス

- 救済策
 - デジタルコンテンツ／サービスの不適合を是正
 - 代金減額
 - または解約

デジタルコンテンツとデジタルサービス

- アップデート
 - 「バグ」の修正、パフォーマンスの向上、新機能
 - デジタルコンテンツ／サービスはアップデート後も不適合があってはならない
 - 消費者は合理的な期間内にアップデートをインストールしなければならない
 - 消費者による使用またはアクセスに影響が及ぶほどの大きな変更があれば、契約終了を認める

デジタルコンテンツとデジタルサービス

- データ

- 個人データへのアクセスの見返りとしてデジタルコンテンツ／サービスを提供
- 契約終了後
 - データ保護規制にて販売者の個人情報の利用範囲やその他義務を規定
 - 当該指令では個人データではないデータについても規定：消費者に返却し、販売者が処理することを禁止

スマートグッズ

- オペレーティングソフト（OS）を搭載した物理的なモノ
- 「デジタル要素を伴う物品」
 - 「デジタルコンテンツ又はデジタルサービスを組み込み、又はこれと相互に接続された有形の動産であつて、当該デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの不存在がその物品の機能を妨げるもの」
- 改正物品販売指令(2019/771/EU)の適合性要件と救済策
 - デジタルコンテンツ／サービスに起因する不適合も含む



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

データ保護と消費者

- デジタル活動から生成された個人データの収集
 - 統合、処理、プロファイリング、販売
- プロファイリング
 - 各自のデータとオンライン上の行動に基づき、個人をプロファイリング
 - プロファイルに基づきターゲットマーケティングを実施
 - モノ／サービスへのアクセスや価格がプロファイリングに左右される



データ保護と消費者：プロファイリング

- 一般データ保護規則（GDPR）2019/679
- プロファイリングとは「自然人に関する特定の個人的側面を評価するための個人的データの使用、特に自然人の仕事上のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的な好み、興味、信頼性、行動、場所、移動に関する側面を分析または予測することからなる。」ためにデータを処理する形式（第4（4）条）
- 第21条:自らの個人情報に基づいたプロファイリングに異議を唱える権利
 - プロファイリングに基づいたダイレクトマーケティングを含む
- 第22条:個人が自動化された意思決定に服さない権利
 - プロファイリングに基づく意思決定も含まれるが、当該意思決定が個人の法的状態に影響を及ぼす場合に限る



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

人工知能（AI）

- 人工知能（AI）法に関する提案
 - 「年齢、身体的または精神的な障がいによる特定のグループの脆弱性のいずれかについて、当該グループに属する人の行動が、その人または他の人に身体的または精神的な害を与える、または与える可能性のある方法で、著しく歪める」（同提案第5条（1）（b））ためにAIを使用することを禁ずる



WARWICK
THE UNIVERSITY OF WARWICK

人工知能

- 製造物責任指令の改正 (85/374/EEC)
 - 欠陥のある製品が原因で個人に人身傷害や物的損害が発生した場合、生産者に厳格責任を課す
 - デジタル製品への適応には改正が必要 (アップデートの必要性などの理由)
 - 人工知能 (AI) の責任の所在は?
 - 人身事故や他の損害が発生した場合 (スマートホームやIoTシステムなど)
 - ヨーロッパ法協会 (European Law Institute) のイノベーションペーパー : *Guiding Principles for Updating the Product Liability Directive for the Digital Age* (デジタル時代における製造物責任指令の改定のための指導原則)



契約書のデジタル化

- 紙ベースの書類から代替物への移行
- 中心的な概念は「耐久性のあるメディア」
 - 「消費者または販売者が、将来の参照のためにアクセス可能な方法で、情報の目的に適した期間、個人に宛てた情報を保存できるとともに、保存された情報の変わらぬ複製を可能にするあらゆる手段」
 - 紙、DVD、CD、USBスティック、メモリーカード、ハードディスク、電子メールなど
- EU消費者法では「耐久性のあるメディア」を用いた情報伝達を要件としていることが一般的

ご清聴
ありがとうございました
ございざい

